

(書式 1 - 1 3)

新設分割の際の労働者への通知書

通 知 書

〇〇事業部〇〇部

〇〇〇〇 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 株式会社

人事部長 〇〇〇〇 印

A s a h i C h u o

当社の〇〇部門を会社分割するに当たり、会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

- 1 貴殿が〇〇部門に主として従事する社員として、貴殿との労働契約が新会社に承継される旨、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の株主総会に第〇号議案として提出される予定の分割計画書に記載されています。
- 2 分割後当社及び新会社の名称、所在地、事業内容及び雇用することを予定している労働者の数は添付資料のとおりです。
- 3 新会社である〇〇株式会社は、当社の〇〇部門を引き継ぎます。
〇〇部門の営業内容は、添付資料のとおりです。
- 4 分割をなすべき時期は平成〇〇年〇〇月〇〇日で、同日をもって貴殿の社員籍は当社から新会社に移ります。

- 5 新会社で予定されている貴殿の従事する業務の内容、就業場所その他就業形態は、従前どおりです。
- 6 分割後当社及び新会社がそれぞれ、負担すべき債務については履行の見込みがあることは添付資料のとおりです。



解説

新会社に承継される営業に主として従事する労働者に対しての通知書である。

会社分割により労働者に雇用不安を生じる虞があるため、労働者保護の観点から、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「承継法」という）が制定された。

労働者に対し、株主総会の会日の2週間前までに分割計画書の労働契約の承継の有無等の記載を書面で通知しなければならない（承継法第2条）。通知する内容は承継法及び規則に定められており、①承継法第2条第1項各号の該当、②承継される営業の概要、③分割後の分割会社及び設立会社の名称、所在地、事業内容及び雇用を予定している労働者の数、④分割をなすべき時期、⑤分割後の分割会社及び設立会社でのその労働者に予定されている業務の内容、就業場所その他の就業形態、⑥分割後の分割会社及び設立会社のそれぞれの負担すべき債務の履行の見込みのあること及びその理由、⑦異議の申出ができる労働者に対しては異議の申出のできる旨、異議申出を受理する部門、所在地等である。

承継される営業に主として従事する労働者との労働契約が設立会社に承継されない場合、通知書に異議申出ができる旨記載しなければならない。